

共謀罪廃止法案の審議を求める

2020.2.6

共謀罪対策弁護団

事務局長 弁護士 三澤麻衣子

1 「共謀罪」成立まで及びその後の流れ

- (1) 2003年～「共謀罪」法案は過去3度廃案
- (2) 2016年の法案流出、2017年1月16日の菅官房長官記者会見
東京オリンピックを利用し「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法「改正案」という形式
「従来の共謀罪とは違う」?
→テロ対策ではない!
- (3) 法務省対象犯罪を 277 へ削減して法案提出するも濫用の危険変わらず
- (4) 2017年 5月 19日 維新の修正案で衆議院強行採決
- (5) 2017年 6月 15日 中間報告という、法務委員会採決を省略する異例の手段で参議院本会議で強行採決
国会法56条の3「特に必要があるとき」?
→ない。
審議を重ねれば法案の問題が露出、モリカケ疑惑の追及もあり逃げた
- (6) 2017年 7月 11日 施行
- (7) 2017年 12月 6日 共謀罪廃止法案が衆議院に提出(継続審議)

2 共謀罪の仕組み

- (1) 通常の犯罪の仕組み(構成要件)
刑法やその他の法律の各条文に構成要件と処罰の重さが規定されている
ex. 殺人罪(刑法 199 条)
・①故意に(わざと)、②人を殺す行為をして、③その結果、人が死んだら、
④死刑又は無期若しくは5年以上の懲役。①～③が構成要件で、④が
処罰の重さ。
→殺人罪を犯せば刑法199条で処罰
- (2) 「共謀罪」という新しい犯罪を作る
各々の犯罪を規定した法律で処罰されるのではない。
組織犯罪処罰法という法律の中に「共謀罪(テロ等準備罪)」という新たな犯罪の規定を作るもの
↓
その新たな犯罪である「共謀罪(テロ等準備罪)」の構成要件
(a) 組織的犯罪集団が
(b) 長期4年以上の懲役刑(または禁錮刑)が定められている特定の犯罪
について

(c) 「共謀(2人以上で計画)」し、そのうち誰か1人が共謀した犯罪行為を実行するための「準備行為」を行った場合

↓

この (a) ~ (c) に当てはまれば、(b) で対象となっている「特定の犯罪」ではなく、組織犯罪処罰法の「共謀罪(テロ等準備罪)」の規定で処罰される。

ex. 殺人罪の共謀罪

殺人罪で一番重い(長期)の刑は死刑 = 上記 (b) 「長期4年以上の刑」にあたる

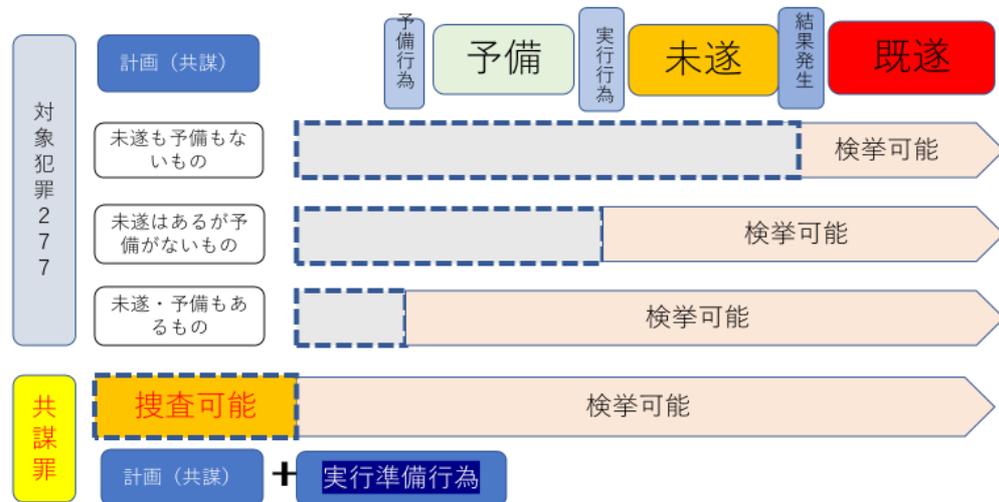
↓

殺人罪は共謀罪の「対象犯罪」になる

↓

殺人を共謀して、その中の誰か1人がロープを買うなどして「準備行為」をすれば、組織犯罪処罰法の「共謀罪(テロ等準備罪)」規定により処罰される。

※「殺人罪」が規定されている刑法199条で処罰されるのではない。



3 近代刑法原則に反する共謀罪一条約にも違反する

日本の近代刑法原則⇒行為主義

共謀罪の根拠となる国際組織犯罪防止条約(TOC 条約)34条1項

⇒国内法の基本原則に従って

4 憲法違反でもある

治安維持法、特高警察、第二次世界大戦参戦の過去を持つ日本 = 思想弾圧の歴史

↓

反省の上になつての「思想・良心の自由」(憲法19条)

↓

共謀罪は憲法19条(思想・良心の自由)、さらには憲法21条(表現の自由)、憲法31条(適正手続の保障)にも違反する

5 構成要件の修正・対象犯罪の限定が意味のないこと

(1)「準備行為」要件があつても結局は内心で判断される

菅官房長官「テロなどの準備行為があつて初めて罰する法案であり、従来の『共謀罪』とは全く違う」

⇒行為主義には反しない、と言いつ

しかし、..

ex. 沖縄の高江ヘリパッド建設反対の座り込みの相談をした2人以上の人

●座り込みを阻止したい警察

「座り込み＝組織的威力業務妨害罪(組織犯罪処罰法3条1項12号で5年以下の懲役なので要件を満たす)に該当する」

↓

と決めつければ

「座り込みの相談」＝「組織的威力業務妨害罪の共謀」

→捜査が可能

能

↓

座り込みの相談をした人たちの内の1人が、2～3日後にゴザを買う

●警察の判断

ゴザを買う行為＝準備行為

↓

ゴザを買った人だけでなく、相談した人全員逮捕・起訴できる

○ゴザを買う行為＝ごく日常的な行為

(海に遊びに行くために買ったかも)

↓なぜ準備行為になって逮捕等できるの?

ゴザを買う行為は、座り込みのためか、海に行くためか、外見上区別できない

↓

警察が、買った人の内心を座り込みのためと決めつけるから逮捕可能

能

(2)監視のための武器

・公安警察は、常に政府に反対する活動家、団体を監視＝違法

ex 2016年7月の参院選で大分県警の労働組合事務所盗撮

↓

このとき共謀罪があつたら?

→適法な捜査と言いついできたかもしれない

(ただし、さすがに公職選挙法違反は除外してきた)

・公安警察の執拗さは異常

277もの犯罪があれば、どれかの共謀に当てはめることは簡単

(3)「組織的犯罪集団」の定義の問題点

ア 「組織的犯罪集団」には誰でもなれるのでは？

イ 「一般の方々」と「一変」

菅官房長官「法案提出に向けて『犯罪の主体を限定するなど一般の方々を対象になることはありえないことが明確になるよう最終的な詰めを行っている状況』」

金田法相「もともと正当な活動をしていた団体」も、その目的が「犯罪を実行することにある団体」に一変したと認められる場合は、組織的犯罪集団になりうる。

人権団体を標ぼうしていても、それを「隠れ蓑」にしている団体も犯罪者集団になりうる。

ウ 「一般の方々」かどうか、「一変」したかどうか、誰が判断するのか？

国民のほとんど＝自分は一般人だと思っている

↓しかし

共謀罪(テロ等準備罪)が適用されるかどうかの判断

(「一般人」か「組織的犯罪集団」か、「一変」したかどうか)

を判断するのは、警察、その背後にいる政府

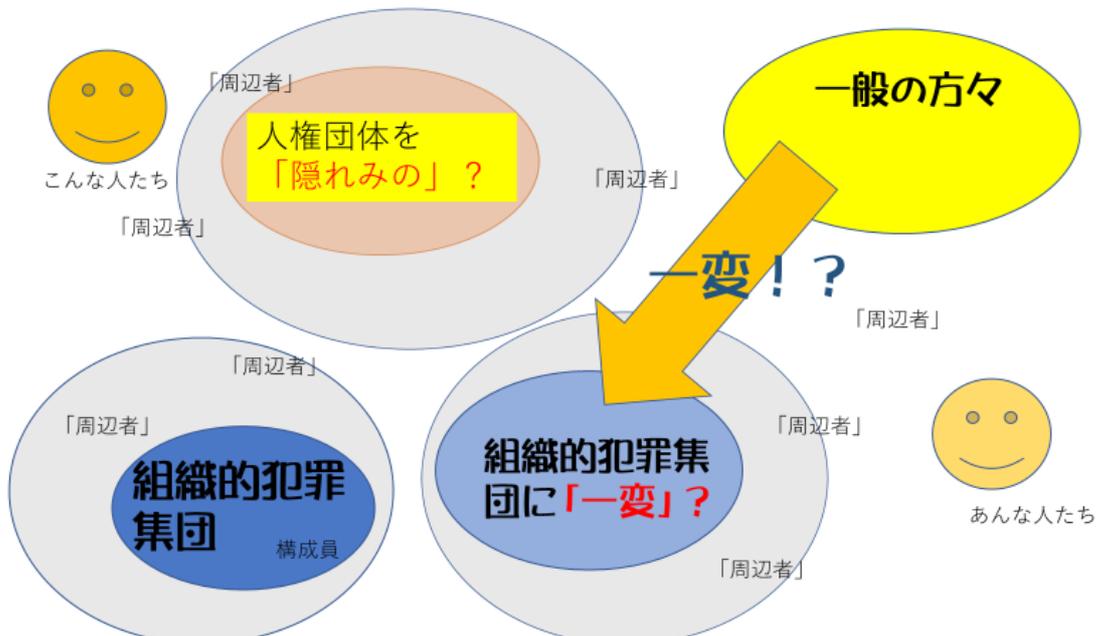
(3) 様々な活動団体に対して適用可能

政府、自治体、政府と関係の深い大企業などの方針に反対する、ありとあらゆる活動団体を対象とすることができる形式

マスコミ関係者:もともとある秘密保護法の共謀罪もあるが、この共謀罪ができると信用毀損罪の共謀罪等で企画打ち合わせの段階で共謀認定が可能。

商品開発等:著作権法違反、実用新案権等の侵害 etc.

⇒すぐに使わなくても、いつか使おうと思ったら使える



(4) 活動とは無関係の人も巻き込まれる

・居酒屋の同窓会の例

→誤解が重なって捜査等の可能性あり

・さらに、、、

現時点では反対運動等には興味がなくても、戦争法にも賛成で自衛隊が派兵されるのは仕方ないじゃないか、と思っている人でも、将来、いざ日本も戦争に参加する(国民の徴兵制が始まる!など、となったとき、反対する人は大勢いるはず)

→共謀罪が適用可能

6 共謀罪法はすでに現行法等で十分対応可能だった

277に絞った対象犯罪

→すでに予備罪などがあるか、個別に予備罪等を新設すれば済む

→予備罪なら、共謀なくても単独犯でも捜査可能

→予備罪等で対応可能なのに、わざわざ共謀という要件が必要な共謀罪(テロ等準備罪)を作る必要はない

※ 対象犯罪277罪と内訳(政府説明)

- (1) テロの実行(110) 組織的な殺人、現住建造物等放火、ハイジャック、拳銃などの発射、サリンなどの発散、流通食品への毒物の混入等
- (2) 薬物(29) 覚醒剤やコカイン、大麻などの輸出入・譲渡等
- (3) 人身に関する搾取(28) 人身売買、集団密航者の不法入国、強制労働、臓器売買等
- (4) その他資金源(101)組織的な詐欺・恐喝、通貨・有価証券の偽造、犯罪収益等隠匿等
- (5) 司法妨害(9)偽証、組織的犯罪の証拠の隠滅、逃走援助等

■刑法(内乱幫助、現住建造物放火、強制猥褻、強姦、収賄、傷害、窃盜、強盗、背任、横領・・・)■
 組織犯罪処罰法、■爆発物取締罰則、■外国貨幣の偽造に関する法律、■印紙犯罪処罰法、■
 海底電信線保護万国連合条約罰則、■労働基準法、■職業安定法、■児童福祉法、■郵便法、
 ■金融商品取引法、■大麻取引法、■船員職業安定法、■競馬法、■自転車競技法、■外国為
 替及び外国貿易法、■電波法、■電波法、■小型自動車競争法、■文化財保護法、■地方税法、
 ■道路運送法、■投資信託及び投資法人に関する法律、■モーターボート競争法、■森林法、■
 覚せい剤取締法、■武器等製造法、■ガス事業法、■関税法、■あへん法、■自衛隊法、■出資
 法、■補助金適正化法、■売春防止法、■高速自動車国道法、■水道法、■銃刀法、■下水道法、
 ■特許法、■実用新案法、■意匠法、■商標法、■道路交通法、■医療品医療機器等法、■新幹
 線特別法、■電気事業法、■所得税法、■法人税法、■海底電線等損壊行為処罰法、■著作権
 法、■ハイジャック法、■廃棄物処理法、■火災びん法、■熱供給事業法、■航空機危険行為等
 処罰法、■人質強要行為等処罰法、■生物兵器禁止法、■貸金業法、■労働者派遣法、■流通
 食品毒物混入法、■消費税法、■入管特例法、■麻薬特例法、■種の保存法、■不正競争防止
 法、■化学兵器禁止法、■サリン被害防止法、■保険業法、■臓器移植法、■スポーツ振興投票
 法、■種苗法、■資産流動化法、■感染予防法、■対人地雷禁止法、■児童売春、ポルノ禁止法、
 ■民事再生法、■公衆等脅迫目的犯罪資金提供処罰法、■公的個人認証法、■会社更生法、■
 国際刑事裁判所協力法、■放射線発散処罰法、■海賊対処法、■クラスター爆弾禁止法、■放
 射線物質環境汚染対処法

【政府が示した共謀罪の対象となり得るケースとならないケース】(抜粋)

→ ● 犯罪の対照となるかならないか明確か → 疑問

対象となり得るケース	対象とならないケース
○ 建築会社を標榜する集団の構成員らが、本来不要な建物リフォームの施工代金 の名目で金を騙し取ることを計画	× 建設会社の社員らが、材料費の水増し 請求をして建設工事の発注元から金員 を騙し取ろうと計画
○ 偽ブランドの販売を繰り返している集団 の構成員らが、海外有名ブランドの偽物 のバッグを輸入して販売することを計画	× バッグを販売する会社の会議で、ライバ ル社の売れ筋商品とそっくりのバッグを販 売することを決定
○ いわゆる脱税請負人集団の構成員らが、 帳簿を操作するなどして多数の会社の 脱税を行うことを計画	× 会社社長が、会社の業績が思わしくな いことから、顧問税理士と話し合い、脱税 することを計画

これも「共謀罪」？

戦争に反対する市民団体が、自衛隊の官舎に「戦争やめて！」と書かれたステッカーを貼り付けることを計画

ステッカーを買うためにATMからお金を引き出した

準備行為で逮捕



組織的建造物損壊罪の共謀罪？

共謀罪で逮捕

7 政府の言う立法事実(法律を作る根拠)は存在しない

- (1) 国際組織犯罪防止条約(TOC 条約)はテロ対策を目的とはしていない
政府の説明の変化

現行法では防げないテロ犯罪の例を3つ挙げて、それを防ぐために共謀罪が必要

↓

上記3事例を防ぐために TOC 条約を締結しなければならず、その TOC 条約を締結するために共謀罪が必要

しかしTOC条約＝マフィア対策のための条約

外務省のホームページ→テロ対策の13の条約すべてを日本は締結済み

→さらに国内法も整備済み

そもそも TOC 条約締結は、共謀罪(テロ等準備罪)を作らなくても可能だった

→共謀罪成立後、 TOC 条約締結済み

- (2) オリンピック対策といえば国民が納得している

テロ対策は必要、しかし、すでに十分か個別の規定新設で十分

「テロ等準備罪がなければオリンピックが開けない」なんてことはない

8 なぜ政府は共謀罪を作りたかったのか？

- (1) 問題だらけで、不要の共謀罪(テロ等準備罪)

これまで見てくると、共謀罪は現行法等で対応可能なので不要、むしろ一般人が巻き込まれる危険がある問題だらけのものなのに、なぜ作りたいのか？

- (2) 戦争法強行採決前後(詳細は別紙参照)

2015 戦争法(安保法制)成立

2016 刑事訴訟法改正(盗聴法拡大、司法取引新設等)

↓

仕上げが共謀罪

- (3) 戦争法を推し進めるための監視密告社会の最後の強力な手段
- ・公安等の違法な監視が見つかって「適法な捜査」と言い訳可能
 - ・監視方法も拡大＝盗聴法拡大で盗聴しやすくなっている
 - ・さらに公安お得意の協力者・潜入者
 - 活動団体の協力者・潜入者に「共謀」でつち上げさせ、自首させて、その人は司法取引で無罪放免。その他の人は根こそぎ逮捕、起訴可能。
 - ・日本＝弁護人立ち合いのない密室での長期間の取調べが可能
 - 自白強要、冤罪の歴史
 - 未だ体制変わらず
 - 共謀罪においては「内心」が重要。「内心」の証拠は自白が一番
 - 共謀罪においては、これまで以上に自白強要・冤罪の危険

9 弾圧立法であることの証拠

- (1) 過去3回の法案とも根本的に違う
- 2006年廃案は対象犯罪128
- 安倍政権の目的は弾圧立法
- (2) 弾圧に使いやすい危険大の犯罪を絶対に抜かない
- 組織的威力業務妨害罪、信用毀損罪、組織的建造物損壊罪など
- 構成要件が漠然としている
- (3) 自民党に都合の悪い犯罪だけ抜く
- 公選法違反、相続税法違反 etc.

10 国際社会からも批判 2017年 5月

国連 特別報告者 ジョセフ・カナタチ氏から法案を見直すよう日本政府に公開書簡

共謀罪は法的な明確性を欠いており、共謀罪の制定が監視を強めることになることを指摘し、プライバシーを守るための法的な仕組みを検討するよう求めた。

→国会は無視して6月に法案を成立。その後8月になって、法的な仕組みは十分と回答書を出す。

11 運動の到達点を活用して共謀罪を「使わせない」!

- (1) 共謀罪の違憲性が明確に→発動されたら共謀罪そのものを違憲・無効に!

①話したこと、考えたことを処罰:憲法21条、19条違反

*「計画」、「実行準備行為」、「組織的犯罪集団」

②処罰の範囲がきわめて不明確:憲法31条違反

*「実行準備行為」、「組織的犯罪集団」をめぐる政府答弁の迷走

③プライバシーを侵害する捜査手法の横行:憲法13条違反

*現実に行われている市民監視の実態

- (2) 共謀罪を成立させるための苦し紛れの政府の答弁→「約束」を守らせる!
- ◎政府の答弁に反する解釈・運用を行えば、共謀罪の正当性は崩壊する
 - ①実行準備行為
 - *法務省の見解＝構成要件 →処罰のためには故意が必要
 - ②組織的犯罪集団の団体の行為
 - *政府の例示＝テロリズム集団、暴力団、麻薬密輸組織、人身売買組織
→普通の団体、運動に適用することは許されない
 - *「団体」要件を厳格に
→継続性、反復性、共同の目的、指揮命令系統
- (3) 共謀罪に対する国際的な批判の継続 →政府の「逃げ切り」を許さない!
- ◎国連人権理事会での攻防はこれから本格化

12 共謀罪に「負けない」!

- ◎政治活動の萎縮、市民の分断が共謀罪の狙い
→人のつながりを広げ、正々堂々と活動することが最大の反撃かつ防御
- ◎法律はできても「使えない」前例はある!
- *破防法、国公法102条1項(政治的行為の禁止)・・・猿払事件、堀越事件

13 今後の運動上の具体的課題

(1) 共謀罪についての継続的な学習、宣伝、監視

- *共謀罪廃止のための連絡会
- *共謀罪対策弁護団

(2) 警察等のプライバシー侵害の監視、規制

- ◎警察の活動を「暗闇」から太陽の下へ
市民監視の実態に基づく濫用の実態
(警察の日常活動として実施、監視対象の設定の恣意性)
- 岐阜県大垣警察による市民監視事件
- 大分県別府署による労働組合事務所の盗撮
- 警視庁公安部によるイスラム教徒の監視
- 国公法違反堀越事件での執拗な尾行・監視・盗撮
- 沖縄での基地建設反対運動に対する弾圧

- *現実の事件での徹底的批判 →大垣市民監視事件の勝利を!
- *国際的な批判と連携した運動 →プライバシー侵害を規制する第三者機関設置

14 共謀罪対策弁護団の結成(2017年9月6日)

- (1) 共謀罪廃止への弾み→廃止法案、国会追及へ
- (2) 共謀罪による検挙の予防
- (3) 市民運動の萎縮防止

15 成立から2年半

- ・まだ適用事例なし
- ・しかし以前として危険な法律であることは変わらない
- ・参議院での共謀罪廃止法案提出を!
- ・衆議院で継続審議となっている共謀罪廃止法案の審議を!